

介護職・介護保険等関係人材紹介契約書

（以下「甲」という）と有限会社ケアアシスト（以下「乙」という）は介護職及び介護保険関係職員等（医師を除く）との紹介に関し、職業安定法の定めに従って労働力需給の迅速、的確かつ円滑に運営ができるように、以下の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に所定の求人票を提出し、介護職及び介護保険等関係職員等（医師を除く）の紹介を受ける。

（紹介）

- 第2条 乙は甲の提出した求人条件に最適と思われる人材（以下「丙」という）を甲に紹介する。
職種によっては紹介が不可能な場合もある。
- 二 乙は紹介に際し、雇用予定期間を定めない紹介状を作成し、常用雇用紹介で登録者の中から、甲の求人条件に該当する人材を紹介する。
- 三 甲及び丙に渡す労働条件明示書の内容は甲の提出した求人票に基づき作成し、甲及び丙に渡す。
- 四 丙は労働条件明示書を確認し、甲と雇用契約を結ぶ。
- 五 丙の雇用管理の全てを甲が負う。
- 六 甲は採用後、丙の申し出がない限り労働条件明示書の労働条件で就労させる。

（成功報酬手数料）

第3条 紹介の手数料は成功報酬手数料として、乙が厚生労働大臣に許可を受けた手数料表に基づき、雇用契約が交わされた後、甲は乙に成功報酬手数料を全額一括で支払う。

（成功報酬料の内容）

第4条 厚生労働大臣に提出した手数料表は別表1のとおり

（成功報酬手数料の精算）

- 第5条 紹介を受け就労した丙が、6カ月以内に丙の事由による退社、又は丙の重大な過失により解雇に至った場合のみ、一括で支払われた成功報酬料を別表1により精算を行う。その他いかなる事由による退社であっても精算は行わない。
- 二 雇用に際し、丙に提示した労働条件明示書と異なった労働条件のため退社した場合や甲の責による退社（退職）の場合は紹介の手数料は精算しない。
- 三 甲と丙との間で雇用契約が締結され就労開始日から最終就労日までの在籍実績が手数料精算期間の対象となる。
- 四 甲及び丙は雇用期間が満了し、退職した丙を甲の施設又は系列の施設に再雇用した場合は、甲は速やかに乙に求人票を提出し紹介の斡旋を受ける。連絡なく再雇用が発覚した場合、乙が厚生労働大臣の許可を受けた手数料表に基づき、乙は甲に手数料を支払わなければならない。

（成功報酬手数料精算方法）

第6条 精算方法は別表1による。

（求職者の就業辞退）

第7条 乙の紹介は雇用契約の成立を保証するものではなく、丙が就労を辞退した場合、乙は甲に対し一切の責任、保証は行わない。

（雇用終了の連絡）

第8条 甲、乙いずれからの申し出に関わらず雇用が終了した場合、甲は乙に対し口頭で通知し、同時に文章でその旨連絡するものとする。連絡文章の内容、伝達方法は任意の方法による

ものとする。

(情報の守秘義務)

第9条 甲及び乙は本業務遂行で知り得た甲、乙の全ての情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。特に採用予定で知り得た求職者の個人情報（未就労者も含む）は漏洩してはならない。又、退社した者の退社理由も第三者に漏洩してはならない。甲、乙は相互に守秘義務を負う。

(知的所有権の使用)

第10条 甲の所有する知的財産（甲のロゴ等）は甲の許可の範囲で期間を定めて乙に使用を認める。

(本契約の有効期間)

第11条 本契約の有効期間は契約書締結後1年とする。ただし、期間満了1カ月前までに甲、乙いずれかが契約終了の意思表示がない場合は、再契約をしたものとして1年間の有効期間を延長する。

(契約の解除)

第12条 甲、乙いずれかが下記の事由に該当した場合は、双方通告しなくても契約は解除される。

- 二 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
- 三 相手方に重大な被害及び危害を与えたとき。
- 四 監督官庁から営業の停止等の処分を受けたとき。
- 五 自己の財産について、会社更生、破産、差し押さえ、競売、強制執行、滞納処分等公権力の処分を受けたとき。
- 六 自然災害等の事由が発生し、契約の履行が困難と認められたとき。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し訴訟の必要が発生した場合は札幌地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第14条 本契約に定めのない事項が発生した場合、本契約内容及び取引条件の変更等は甲、乙誠意を持って協議し決定する。

本契約締結の証として本契約を2通作成し、甲、乙双方記名押印し各1通保管する。

平成 年 月 日

(甲)

住所

会社名

代表者

(乙)

札幌市西区西町北2丁目3番3号

有限会社ケアアシスト

代表取締役 谷口 紀代美

印

印

別表 1

成功報酬手数料表

この手数料率は年間の総賃金で定める。

職種 \ 雇用形態	常 勤 (期間の定めのない雇用)
介 護 支 援 専 門 員	想定年収の 2 5 %
看 護 師 ・ P T ・ O T ・ S T	想定年収の 2 5 %
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 (基礎研修以上の研修履修者)	想定年収の 2 5 %
介 護 職 員	想定年収の 2 5 %

精算方法と精算金

本契約第 5 条に違反がない場合のみ精算を行う。

- (1) 退職が確認でき、丙の押印があった場合「退職確認書」の送付から 1 週間後、甲の指定する取引口座へ振り込む。
- (2) 下記の表は初入社の日から起算し、最終就労日までの在籍期間とする。

在 籍 日 数	返 金 率
1 日 ～ 7 日	9 0 %
8 日 ～ 3 0 日	6 0 %
3 1 日 ～ 6 0 日	4 0 %
6 1 日 ～ 1 2 0 日	2 0 %
1 2 1 日 ～ 1 8 0 日	1 0 %

(注) 在籍日数とは、休・祝日を含めた雇用期間の日数で、実働勤務日数ではない。